平成２３年（フ）第１１１号
三重県津市久居北口町23番地６　雇用促進住宅北口宿舎２―205
債務者　黒木　芳和
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１２号
三重県津市久居北口町23番地６　雇用促進住宅北口宿舎２―205
債務者　黒木　信子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１６号
三重県津市大園町13番31号、前住所三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和4800番地４
債務者　浦東榮美子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１７号
三重県松阪市中林町245番地14、前住所三重県松阪市中林町245番地25
債務者　池田　亘生
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１８号
三重県松阪市中林町245番地14、前住所三重県松阪市中林町245番地25
債務者　池田美由紀
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４２号
神戸市北区泉台１丁目１番地の１　312号
債務者　谷口　秀隆
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３号
神戸市北区泉台１丁目１番地の１　312号
債務者　谷口　　愛
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３９号
兵庫県三田市学園３丁目１番地　Ｃ棟406号、従前の住所兵庫県三田市加茂1059番地32
債務者　森脇　光一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６３号
神戸市北区藤原台南町３丁目２番16―110号、従前の住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目６番15―203号
債務者　宮﨑　勝也
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０５号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番15―306号、従前の住所神戸市中央区中町通３丁目１番８―1203号
債務者　本郷　辰夫
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０号
広島県尾道市瀬戸田町中野445番地３
債務者　一村　雅恵
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
宮崎県都城市一万城町36号10番地　シェトワ２番館201、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1888番地18
債務者　下面　靖子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２１３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4622番地３
債務者　中村　卓生
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９３号
福島県郡山市大槻町字中谷地56番地の１　ディアス・コスモスＢ101号
債務者　伊藤　智子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
石川県加賀市河南町カ85番地
債務者　北出　和子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６７号
福井県あわら市桑原第14号41番地
債務者　荒木美智子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係